

<研究ノート>

# 南アフリカ産業学校史試論 —1920年代西ケープにおける女子の保護を中心に<sup>1</sup>—

宗村敦子

## 要旨

南アフリカ女性史では、1920年代の工業化期の女性職工の就業経路は、資料の制約のためにあまり多くを語られてこなかった。それは労働組合組織での徒弟訓練制度を整備してきた男子の労働環境と異なり、女子がもっぱら「家庭環境の改善者」としての役割を期待されてきたことに起因する。ことに人種分離政策が先鋭化するこの時期、女性の賃金労働者を形成することが「どの人種グループにどのように期待されていたか」だけは曖昧であり、彼女たちの初等教育修了前後からの就業経路については研究が乏しい。本稿では貧困の若年女性の保護においては全国でも取り組みの早いケープ州を中心に、「女子の保護」において技能訓練がどのように位置付けられたのかを概観し、その出発点である産業学校に負わされた教育機能とその実績との乖離について考察する。

**キーワード：**プア・ホワイト問題、女子の保護、技能教育、全寮制学校

はじめに

1. プア・ホワイティズムと産業学校
2. 農村を出ること
3. ケープで女性たちが働く場
4. 女子の保護に対する関心
5. おわりに

---

<sup>1</sup> 本研究はJSPS科研費（課題番号：22L13190）の助成を受けて調査にあたった。現地では困難な状況で文献収集にご協力頂いた一橋大学の金堂奏さんに、また執筆時にアフリカーンス語の”Ousie”の用法を教えて頂いた佐竹純子さんにお礼を申し上げたい。

## はじめに

20世紀前半の若年女性の就業経路は、「女性の労働市場への進出」と呼ばれながらも、職能組合組織による技能教育が制度化された男子に比べて必ずしも明示的ではない。南アフリカ(本稿で対象とする時期は連邦期にあたるが「南ア」と省略する)女性史では、1920年代の女性職工の登場過程について例えば女性史家アイリス・バーガーの「女性たちは様々な方法で収入を得ていた<sup>2</sup>」といった言及がある一方で、初等教育を終える前後からどのようにして労働市場へ進出したのか、その就業経路を辿るには一次史料での記述量があまりにも乏しい。

このような記述の空白は、まず他国の事情と共通して、男性が職能組合や農場の徒弟制度という公的な労働者育成の仕組みを限定的に利用できたのに対して、女性はそうではなかったという普遍的な問題から生じている。しかし同時に、「人種グループ」別に線引きされた労働政策が展開した南アで、1920年代にはまだ女性は男性に比べ人種別待遇や空間分離の影響を明確に受けてはいなかったという事情もある。それゆえバーガーの言葉は、いかなる立場であれ、家庭と職場の双方に労働の場があり、様々な収入資源を組み合わせながら生計を立てざるを得ない女性たちの共通経験を仄かした表現ではないだろうか。他方で、そこに出るまでの教育機会はその当時すべての児童に対して平等に開かれていたわけではない。とくに労働者階級の再生産を目指していた実技能教育の領域は、南ア社会において「カラードの仕事」とみなされた工作スキルの継承という目的と深く関わりがある。そうして人種／社会階層が分離した労働市場が徐々に作られる過程で、1920年代に「女性労働者を作る」ということが何を意味したのかを明らかにする必要があると筆者は考える。

本稿では、女性が家庭から出ることに伴う隘路が、1920年代の「女子の保護」という政治課題の文脈でどのように作られたのかを概観する。この時代、10代

---

<sup>2</sup> I・バーガー「南アフリカにおけるジェンダー闘争—アフリカ史の再概念化にむけて」、富永智津子・永原陽子編『新しいアフリカ史像を求めて』御茶ノ水書房、(2006)、376-78頁。

はじめの初等教育終了前後に多くの女性たちは、例外的な進学と結婚を別にすれば、その後の就業経路が曖昧化する年齢に差しかかっていた。その中で産業学校政策は「女性の保護」を通じて学校へ行かない、「非行 (delinquency)」をとる若年女子へ手に職を付けさせる実技能教育手段と位置づけられた。しかし女性の保護には、人種分離政策とのかかわりで、何を政府が問題行動と位置付けたのかが強く反映され、罰を与えつつ更生と社会復帰を促すという目的があった。それにもかかわらずこの目的を担った産業学校は、1920年代にはまだ別々の「人種グループ」の保護の文脈で集められた若年女子を一緒くたに引き受け、管理的な寮生活を送らせるという仕組みを持つ点で、通常の学校制度の流れとも歴史経験が大きく異なる。以下では、国内最大の女性労働市場を抱えた西ケープに限定して、女子産業学校からの就業経路状況を整理する。

## 1. プア・ホワイトイズムと産業学校

青少年への技能教育にはその出発点から、白人移民と現地人子弟<sup>3</sup>のいずれかを養成し、どのような需要に応じた労働者階級へ成形するのかをめぐるせめぎ合いがあった。19世紀中葉から各所のキリスト教宣教基地は政府の助成を受けつつその役割を負ってきたが、現地人子弟に技能を教えることには「非白人の生徒を労働市場で優位にする」という批判も常につきまとった<sup>4</sup>。輸入代替化工

---

<sup>3</sup> 本稿では技能教育における人種分離の社会史を論じるため、政策およびその統計上で振り分けられた人々をそれぞれ「白人」「現地人 (非白人)」という二分法にもとづいて表現している。ヨーロッパ移民およびその子孫は「白人」と表記し、そのうち旧オランダ植民地期の移民の子孫で、アフリカーンス語話者の白人を指すときにアフリカーナーと呼ぶ。他方で「現地人」について、同じくアフリカーンス語話者だがオランダ領からイギリス領への転換後に解放奴隷となった現地人の子孫を「カラード」とし、ここにはキリスト教徒・イスラーム教徒を含む。それとは別の「現地人」として、バンツール系言語話者の黒人を「アフリカ人」と表記する。考察対象としている西ケープでは「現地人」人口のうち最大多数をカラードが占めている。

<sup>4</sup> A. Peterson, “The Gospel of Work Doesn’t Save Souls”: the Conceptions of Industrial Agricultural Education for Africans in the Cape Colony, 1890-1930”, *History of Education Quarterly*, Vol. 45, No. 3 (2005) p.387.

業の萌芽期である1920年代になると、それは白人貧困層の救済、いわゆる「プア・ホワイト問題」の解決をかかげた与党・ヘルツォーク (J.B.M.Hertzog) が率いた国民党によって意識的に文明化政策 (Civilized Labor Policy) の名のもとで議論されるようになった。政府の教育機会の提供の主眼は、低賃金労働者のアフリカ人との雇用上での競合から白人労働者を保護する、ということである。

この保守政党の思惑は、1920年代を通してオランダ改革教会らキリスト教団体の見解と結びつき、さらにプア・ホワイト問題の調査を資金的に支えた在米のカーネギー財団らとの交流によってますます強化された<sup>5</sup>。財団の産業教育の要請は、プア・ホワイト家庭の児童の保護の原理を科学的に確立し、家庭教育の段階で国家が介入するという立場をとった<sup>6</sup>。殊にアフリカンス・キリスト教婦人協会 (Afrikaans Christian Women's Society, ACVV) は、貧しい白人女性を保護し、母性を正しく育ませるには医学、心理学、社会学的知見の動員が必要であることを訴えていた<sup>7</sup>。それを受けたカーネギー委員会の見解によれば、彼女たちは「その家族の生活水準に大きな影響を与える」がために、ただ家族の健康管理や乳幼児のケア以上に、家政学や、より年齢が高い児童の教育知識を与えられるべきであるとされた<sup>8</sup>。

<sup>5</sup> その過程で、カーネギー委員会と協同していたフェルプス＝ストークス財団は、ミッションによるアフリカ人エリートへの専門教育や文学教育等の批判をあげて影響力を持った。S. Krieg, "Segregation, Science and Commission of Enquiry: The Contestation over Native Education Policy in South Africa, 1930-1936", *Journal of African Studies*, Vol. 23, No. 3, (1997), p. 495.

<sup>6</sup> C. Cappy "The Role of Philanthropic Foundation in Shaping South African Colonial Educational Policy in the Early Twentieth Century", in P. Kallaway and R. Swartz (eds.), *Empire and Education in Africa: The Shaping of a Comparative Perspective*, NY: Peter Lang Publishing (2016), p. 137.

<sup>7</sup> この背景に、カーネギー財団の人的紐帯を通じて他のイギリス植民地等から持ち込まれた乳幼児死亡抑止ケアなどの医療知識が含まれている。S.E. Duff, "Babies of the Empire: Science, Nation and Truby King's Mothercraft in Early-Twentieth-Century South Africa", in S. Robinson and S. Sleight(eds.), *Children, Childhood and Youth in the British World*, London: Palgrave Macmillan (2016), pp. 59-72.

<sup>8</sup> C. Walker, *Women and Resistance in South Africa*, Cape Town: David Phillips

これより前に、ケープタウンでは1917年に児童福祉会議が開かれた。若年女子の「保護」がプア・ホワイトの救済という文脈に置かれた理由には、このような報告がある。

「ケープタウンではごく一部だが、若いヨーロッパ人（原文ママ）女子がイスラーム教徒と同居していたことが最近我々に報告された。嬰兒がナースたちの手で取り上げられたあと10日のうちに、その乳児がムスリムに手渡され、ケープタウンで出生登録をしてムスリムの名前を与えられていた。これは我々が市内のミッドワイフを通じて母親の名前を頻繁に確認していたからこそ乳児の状況が発覚した、極めて運がよかったケースである<sup>9</sup>。」

ここで発言した社会福祉団体は、女子の保護を乳幼児の出生の段階から開始する必要があると陳情し、会議は以後の児童保護政策の原則を大幅に見直すきっかけとなった。その改革の一つに、児童行政の管轄を法務省から教育省へ移行するということが決議された<sup>10</sup>。教育省では、「反社会的行為に巻き込まれやすい貧困層の児童」を必要に応じて保護するため、専門学校（Trade School）から政府産業学校（Government Industrial School, 1944年にはSchool of Industryに改名されたため、本稿では便宜的に「産業学校」と呼ぶ）を切り離した。産業学校は、児童裁判所の判決をもとに児童を保護し、同時に労働市場の期待に応えうるスキルを養成する施設として位置付けられる<sup>11</sup>。1937年

---

(1982), p. 19.

<sup>9</sup> NA Pretoria, MNW 386 MM2193/17, “Notes of an Interview with Ministers of Mines and Deputations of the Child Welfare Conference, May 25, 2017, Miss. Miliott”.

<sup>10</sup> ケープ州でのボーディング・スクール改革には1917年に第11法令（Ordinance 11 of 1917）が出され、そこで収容定員などが定められた。第6項では「保護」の対象を白人の両親ないしは後見人を持つ児童に限定した。NA Pretoria, BNS 1/1/30 51/26 “Cape Ordinance Indigent Children. Boarding House and Industrial School 1917-35”.

<sup>11</sup> N.A. Badroodien, “A History of Ottery School of Industry in Cape Town: Issues of Race, Welfare and Social Order in the Period 1937-1968”, Ph.D. Dissertation,

に再び法改正があった後、その就学者は孤児や貧困等を理由とした保護だけではなく、通常学校における「非行児童」、不登校児童等へと徐々に対象を拡大させていった<sup>12</sup>。

しかしその保護とは、懲罰を与え監視・制御を加えて行動変容を促し、児童が犯罪に巻き込まれることを未然に防ぐ、という実践原理と表裏一体であった<sup>13</sup>。この起源は児童保護法（1913年）にまで遡り、予防的な保護のために、16歳未満の、「両親からの隔離を必要とする」児童のうち軽犯罪に補導されたものを少年院（Reformatory）に、またそれには至らない「非行（delinquent）」は産業学校へと線引きを試みた。ただし両者は刑務所長による指示があればそれぞれに行き来することがあった<sup>14</sup>。この仕組みの中で、女子は料理や洗濯、針仕事等が教育されたが、それはヴィクトリア朝期の未婚の母や元セックスワーカーに対する「矯正」教育をなぞった内容であった<sup>15</sup>。

女子の「非行」には、その親自身の重度のアルコール摂取、性産業への従事

University of Western Cape (2001) p. 42.

<sup>12</sup> B.C.G. Bain, “Regulative Aspects: Human Salvage through Institutes with Special Reference to Juvenile”, *South African Journal of Science*, Vol. 36 (1939) p.536.

<sup>13</sup> 1980年代にかなりの数の犯罪学での考察が出され、労働力供給源としての少年院の機能を分析したP・ボナーをはじめ、ケープでのギャングとなった青少年たちの経歴に着目したD・ピノック（注38を参照）などの青年史研究の蓄積がある。本稿では対象としない男子の保護に関する議論は以下に詳しい。L. Chisholm, “Reformatories, and Industrial School in South Africa: A Study in Class, Colour and Gender, 1882-1939” Ph.D. dissertation, University of the Witwatersrand (1989).

<sup>14</sup> 1932年には女子産業学校から少年院の移送はカラードのケースで2件ある。その理由として「管理不能」かつカラードであるため、スタンダートン校での受け入れを拒否され、最終的にナタール州のエスホーの女子少年院に移された。「管理不能」の具体的理由は、悪童（bad company）との関係で複数人の男子との性的関係を持ったためという記述がある。L. Chisholm, “Industrial School and Reformatory for Girls” in C. Walker (ed.), *Women and Gender in Southern Africa to 1945*, Cape Town: David Phillips (1990) pp.305-06.

<sup>15</sup> D. Gaitskell, “Housewives, Maids or Mothers: Some Contradictions of Domesticity of Christian Women in Johannesburg, 1903-39”, *Journal of African History*, Vol. 24, (1983) p.247.

の他に、少女・精神障害女性保護法（1916年）による「異人種との交際」を咎められた件も含まれる<sup>16</sup>。1920年代を通じて少年院と産業学校政策は犯罪の予防に重点を置いていた。海外の犯罪学研究をもとに、犯罪への関与は15～20歳の青年期に集中すると述べたジャン・マリウス・モル（J.M.Moll）の議論が参照されている<sup>17</sup>。その論文のなかで、女子の非行理由に「性的倒錯」という主張を掲げたモルによれば、そうした傾向が見られる児童を早期に発見し隔離することで、通常学校の教育が成功する可能性は高まると考えられた。また1933年には、W・A・ウィレムス（W.A.Willemsse）の『犯罪学』で、若年者の犯罪への関与には貧困と失業による社会的な要因と、先天的な要因が混在するという議論が展開された。「先天的な要因」とは、犯罪の根本原因が生物学的に類型可能であると捉え方を意味し、それはカラードに少年犯罪や精神疾患が集中するという人種理論に練り上げられた<sup>18</sup>。

そうした指針によって産業学校はまず白人移民の子弟を親元から隔離し、矯正を加えたのち社会復帰を支えるという点で、通常学校とは異なる教育施設と位置づけられた。しかし、通常学校とは異なる教育機関であるがために、世論はそのカリキュラムには「カラードの手仕事」領域という印象を、卒業生にはスティグマを与えた。先行研究のChisholm（1989）はアブノーマルとみなされた児童を隔離し、矯正の末に白人社会へと復帰させるという思想をもった産

<sup>16</sup> S.E. Duff, “Training for Citizenship: the Women’s Suffrage Movement and Modernising the State in Early Twentieth Century South Africa,” *Gender and History*, Vol. 34, No. 1 (2021) p. 125. この法律の成立背景にも、白人の貧困の若年女子のセックスワークへの参入と、現地人男性との性交渉を厳しく禁止するという要請が働いていた（p.127）。その一方でいち早く全人種での女性の性交合意年齢を16歳に統一していたケープ州では、成立には至らなかったものの、議会で白人男性によるアフリカ人未成年者の買春への罰則も検討されていた。

<sup>17</sup> J. M. Moll, “Some Aspects of the Relation between Delinquency and Mental Abnormality”, *Medical Journal of South Africa*, 1921, Vol 16, pp. 125-28.

<sup>18</sup> Chisholm (1989), p.300. ただしウィレムスの主張は南アで完成されたのではなく、彼の未成年の犯罪心理類型学は南アとライプツィヒで2つの博士論文として承認された。彼の著作は上述のBainの論文にも頻繁に引用されている。

業学校制度の起源を、「隠された学校史」として位置付けている<sup>19</sup>。

産業学校への在籍数は、1939年には白人児童がおおよそ1100人、それ以外についてはわからない。少年院には白人児童300人、アフリカ人児童やカラード児童の在籍者が900人とあり、保護の重点は少年院から徐々に産業学校へと移された<sup>20</sup>。ただし女子産業学校は1912年にケープ州の農場地帯であるパールに置かれたのち、1932年までは分離を行っていない<sup>21</sup>。またほかに、1926年までにナタール州のピーターマリッツバーグの近くに位置するエスホーに、29人が在籍したフォート・ダンフォード女子少年院が所在した。1934年にそれが男子用少年院となったことをきっかけに、白人女子用の施設がケープタウン郊外のダーバンビルに移され、127人もの女子在籍者を抱えるスタンダートン女子産業学校となった。またオレンジ自由州でもテンペに、より年少者を対象とした女子少年院があった。いずれも1934年以降は白人女子向けの施設となった<sup>22</sup>。

## 2. 農村を出ること

女子産業学校の数の少なさには、女性の存在を透明化しながらも都市では公然の労働力として利用してきた当時の労働法制の事情がある<sup>23</sup>。アフリカ人男

<sup>19</sup> Chisholm (1989), p.16: Bain(1939) p.541. 児童監察官だったBainの証言によると、産業学校卒業生は通常の労働組合が行う徒弟修行の修了者よりも軽微に扱われるため、2年半の修練を6ヶ月程度とみなされるなどの困難があった。

<sup>20</sup> Bain (1939), p.532.

<sup>21</sup> 優れた先行研究であるChisholm (1989) は産業学校内での「人種グループ」の形成と社会階級の再生産を議論し、女子教育もその例外ではないとしている (p.4)。しかしそれは1932年以降の産業学校体制の分離に焦点を充てているため、本稿では「保護」とは裏腹に施設での人種雑居状態が続いた1920年代に限定し、労働市場までの就業経路の様相を扱う。

<sup>22</sup> Chisholm (1989), pp. 26-27の地図を参照。また女子産業学校の就学者はJ. M. Moll, 'The Classification of Delinquent and the Establishment of Psycho-pathic Clinics in Connection with the Courts' in Minutes of the Third Triennial Congress South African Prisoners' Aid Association, (1920) NICRO Archive of NA Cape Town, A2380 1/5/1, p. 27を参照。

<sup>23</sup> E. Jansen, *Like Family: Domestic Workers in South African History and*



子にはすでに農村各地からの各都市への流入と長期滞在を阻止するために、労働パス(都市への滞在許可を示す身分証)が導入されていた。そのためアフリカ人と、そのほかの労働者とでは、いわゆる「ジョブ・カラーバー」が設けられ、前者は労働組合の結成や産業調停を合法的に行う仕組みからは排除されていた<sup>24</sup>。その一方労働パスが適用されなかったアフリカ人女性は管理された労働力としては数えられず、しかし都市行政や官憲による「違法就業」の摘発に定期的にさらされるといふ、より不安定な状況に身を置いていた。むしろ女性の身元管理は原住民行政法(1927年)によって明文化され、夫かその(男性)近親者の監視下に置かれることとなり、都市に出ることには男性の庇護という大きな障壁が阻んでいた<sup>25</sup>。そのなかで家内労働者として働くことは、非合法ではあるが、単身でアフリカ人女性が農村を離れることを叶える、数少ない手段であった<sup>26</sup>。

その当時、家内労働者の労働市場に農村の白人の若年女子が合流することに

---

*Literature: From 1658 to Present*, Johannesburg: Wits University Press (2019) pp. 53-56. 一方では1951年に女性への労働パスの導入案に反対したフェミニズム運動が知られるが、他方で、都市で女性が働く権利を求め、1912年からヨハネスブルクで運動を起こしたアフリカ聖公会のシャルロット・マケケの例がある。これにはキリスト教式教育を受けたエリート層の男性アフリカ人たちの批判と、女性が家庭にとどまることを理想視した教会からの反発があり、女性への労働パスの適用案が据えおかれてきた。すなわち女性への労働パスの適用には制約と権利の二面性があるため、いずれの都市行政にとっても「繊細な問題」と考えられていた。

<sup>24</sup> 都市への長期滞在の阻止に加え、労働パスを持つことで賃金法(1924年)、産業調停法(1928)が定める正規の労使交渉への参加をすることができなかった。このことは1930年代になると社会福祉政策がはじまるなかで様々な貧困対策からの排除につながった。

<sup>25</sup> Walker (1982), pp. 17-20: C. Walker, "Gender and the Migrant Labour System", in Walker (ed.), *Women and Gender in Southern Africa to 1945*, Cape Town: David Phillips (1990), p. 180: Jansen (2019), pp. 63-68.

<sup>26</sup> Walker (1990), p. 186: W. Dooling (2018), "Cape Town Knows, But She Forgets": Segregation and the Making of a Housing Crisis during the First Half of the 20<sup>th</sup> Century", *Journal of Southern African Studies*, Vol. 44 No. 5, p. 1069: Jansen (2019), p. 47.

についても危機感がもたれ、犯罪学者ウィレムスは「農村家庭から離れて都市での家内労働につくことは白人の少女を危険に晒す」と警鐘を鳴らした<sup>27</sup>。1921年に既にケープタウンだけで50,000人にのぼるドメスティック・ワーカーの雇用市場があった<sup>28</sup>。そこに参入したアフリカ人女子の背景は、保護をする産業学校側の視点では崩壊家庭や父親不在の単身家庭からの脱出と説明されている<sup>29</sup>。同時にアフリカ人社会の側では、キリスト教教会やアフリカ人エリートが共有していた危機感として、「街へ家出する娘をどのようにして若いうちに教育するか」という文脈でも話し合われていた<sup>30</sup>。

産業学校での「保護」の状況を説明した教育省・産業学校調査官のファン・シャルクビック (L.Van Schalkwijk) の1935年の報告書によれば、保護の理由は児童本人の徘徊・ホームレスから、両親ないしは保護者の犯罪・飲酒や反道徳的行為からの隔離まで様々である。産業学校は決して両親との関係性の断絶を意図した制度ではなく、「よい振る舞いが認められる場合には」クリスマス休暇のための帰省を認めたという柔軟さもわずかにはある。とはいえ、女子が男子の保護理由と異なる点は「誘惑・墮落・売春行為を助長する環境からの隔離」にあり、白人女子であれ現地人女子であれ、男性よりもその数が多いと

---

<sup>27</sup> L. Richardson, “Too Unsauboury for Our Fastidious Tastes: Unmarried Motherhood in South Africa’s Mother City, Cape Town, 1910-1948”, *South African Historical Journal*, Vol. 73, No. 2, (2021) p. 390.

<sup>28</sup> W. Dooling, “Poverty and Respectability in Early Twentieth Century Cape Town”, *Journal of African History*, Vol. 50, No.3 (2019) p. 419:

<sup>29</sup> Bain (1939), p. 533.

<sup>30</sup> アフリカ人キリスト教社会からの視点では、ティーンエイジャーによる婚前妊娠の予防に焦点をあて、そのためには家庭での母による娘への性倫理の教授を強化することが話し合われていた。D. Gaitskell, “Wailing for Purity”: Prayer Unions, African Mother and Adolescent Daughters 1912-1940, in S. Marks and R. Rathbone (eds.), *Industrialization and Social Change in South Africa: African Class Formation, Culture and Consciousness 1870-1930*, Essex: Longman (1982) p. 351; S. Marks (ed.), *Not Either an Experimental Doll: The Separate World of Three South African Women*, Bloomington: Indian University Press (1987) p. 48.

いう特徴があった<sup>31</sup>。

この間にも男子の産業学校政策では、実技能教育から就業への接続を睨んだ議論として、卒業後に技術職での徒弟訓練へとつなげる構想が話あわれた<sup>32</sup>。そこで産業学校が白人男子とは隔離して収容していたアフリカ人男子むけのカリキュラムも用意されていた。その内容は大工・木工・石積み・レンガ工・しっくい塗装工・皮革業・靴製造職人のほか、電信技師養成など多岐に及んでいた。他方でアフリカ人女子向けのカリキュラムに導入されたのは針仕事、家政学の二つのみで、子どもへの食事提供から健康管理をする知識を与えることに目的が絞られていた。その思想背景には、アフリカ人を文明化し、家庭を改善することで精神状態を改善し、さらには生活の糧を必要とする女子には職業的に発展しうる技能訓練を施すというような指針の説明にとどまった<sup>33</sup>。針仕事をはじめとする手仕事には、女性をあるべき形に留め、他者との関係で精神状態を改善させる効果があるという価値付けがなされ、それは母だけですべてを教えることはできないと考えられた。その一方、高価な手仕事道具は「多くの女子が生涯持たないものであるから、もっともシンプルでなければならない」とされ、運針の指導があるのみでミシンは導入されていない<sup>34</sup>。このような結果、

---

<sup>31</sup> L. Van Schalkwijk, *Report of the Interdepartmental Committee on Destitute, Neglected, Maladjusted and Delinquent Children and Young Persons*, (1937) p.35.

<sup>32</sup> Education Department, Cape of Good Hope, *The Primary School: Suggestions for the Consideration of Teachers*, (1928), p. 307.

<sup>33</sup> Peterson (2005), p.401. だからといってアフリカ人女性への産業教育がまったくなかったわけではない。1939年にはナタール州のイナンダ校で、ントンビ・ムンディマ (Ntombi Mndima) が次のように演説していた。「女性たちにビジネスクラブを作らせよう。少女たちに洋服作りや刺繍の技巧を教えよう。そして街でのビール販売で行政が収益をあげるように、我々も『ビジネス・ウィメン』とともに利益を守ろう」(M. Helen Clancy, *A World of Their Own: A History of South African Women's Education*, University of Virginia Press (2013), p. 88)。エリート教育校でアフリカ人子女を対象にした例ではあるが、この学校では1923年にすでに「産業コース」が設立され、ホームメイク、洋服作り、コックの養成に着手した (p.111)。

<sup>34</sup> Education Department, Cape of Good Hope (1928), p. 307. しかし同じ時期、産業

アフリカ人女子の実技能教育の出口は家内労働への職業紹介を超えることはなかった。

### 3. ケープで女性たちが働く場

産業学校政策が提供する女子の自立支援は、多くの場合そのまま雇用の確保につながることはなく、最年長である18歳を超えると「他の施設へ移動」か「保護者へ送還」されるか、またはその前の逃亡者が非常に多いため、その後を追跡することが難しい。児童の就労状況については労働省青年諮問局（Juvenile Advisory Board）が徒弟契約の把握管理を月時報告でまとめているが、産業学校出の「女子の徒弟」契約の成立は、通常学校に比べて極めて数が限られていた。Chisolm（1989）の先行研究では、稀なケースとして、女子産業学校を出たエレノアが衣類工場でアイロン係の職についての例が紹介されている<sup>35</sup>。

ここでの「女子の徒弟」は、男子に比べて非常に数が限られるが、労働省の青年諮問局は家内労働の他に、印刷業・事務職・食品や飲料産業・被服服飾・販売助手といういくつかの雇用先を記録している。1922年のケープでの青年諮問局の実績では314人もの女子が徒弟契約にこぎつけられたが、そのうち女子産業学校からの就労者はわずか3名にとどまった<sup>36</sup>。そうした状況にもかかわらず、女性たちの働く場は、女子への実技能教育が想定した主婦業や家内労働よりも幅広く、都市製造業の労働市場へと急速に拡大していった。

1936年までにはケープは全国で最も女性占有率が高く、表1のように、被服・

---

学校政策の転換を主導してきた教育省には、女子の再教育にミシンの導入が必要であることが市井の女性からの投書で主張されていた。この投書の主は、ニュージーランドで実際に見た経験として女子少年院で先住民女性へのミシン訓練を引き合いに出していた。NICRO Archive, A2380 1/5/1, “Minutes of the Fifth Triennial Congress South African Prisoners’ Aid Association, Durban, Female Prisoner at Reformatory by Miss Tarlton” (August 18, 1926)

<sup>35</sup> Chisholm (1990), p. 307.

<sup>36</sup> NA Pretoria, MNW 556 MM573/21 (1921), “Juvenile Advisory Board Cape Town”.

服飾業と食品・飲料製造の2つの製造業分野で際立つ。ここに白人女性やカラード女性たちは、アフリカ人女性よりも早くに縫製業に参入した<sup>37</sup>。最も参入率が高いケープタウンで工場制縫製が始まったのは1907年にまで遡る。それまで被服・服飾業では、個人テイラーや針子が「カラードの手仕事」領域とされていたが、到着したばかりの白人移民が家族経営をディストリックス・シックスやマレー・クォーターで開業し、1930年代には135社もの縫製工場が林立した<sup>38</sup>。

表1. 産業センサスにおける女性の製造業における就業形態、1936-37年<sup>39</sup>

産業	都市部の女性就業者数				全国女性の雇用形態			
	西ケープ (ケープ)	ポート エリザベス (ケープ)	ダーバン (ナター ール)	ヨハネスブルク 郊外 (トランス バール)	全国女性合 計(a+b+c)	ホワイトカ ラー (a)	ブルーカ ラー(b)	家庭での内 職 (c)
原料・素材製	39	2	42	0	291	7	284	0
石・粘土	27	5	10	70	143	106	37	0
木材加工	58	11	56	30	208	82	126	0
金属加工	278	31	106	435	890	545	345	0
食品・飲料	3533	625	337	1326	8306	781	7519	6
被服・服飾	6467	841	1467	7982	17630	509	17059	62
製紙・印刷	1428	217	226	1102	3476	789	2687	0
ワゴン製造	56	139	28	108	591	481	110	0
造船業	2	0	1	0	3	2	1	0
家具製造	149	38	17	199	438	113	324	1
化学工業	470	152	477	327	1525	361	1164	0
宝飾・医療器	10	3	3	18	35	23	12	0
エネルギー	8	5	11	46	87	86	1	0
皮革製品	697	1456	175	488	3632	203	3426	3
建設業	37	8	39	113	224	198	25	1
そのほか	36	19	45	66	199	76	121	2
女性数合計	13295	3552	3040	12310	37678	4362	33241	75
女性比率	28.72%	23.23%	10.56%	8.94%	11.67%	23.71%	10.94%	15.43%

<sup>37</sup> 1920年代初頭の労働運動へのアフリカ人女性の参加をめざす動きでは、ヨハネスブルクでパス法運動を展開した上述のマケケが、ICUの設立初期に接触をして「アフリカ人女性」の組織化の可能性も探っていた。ただし彼女がケープタウンを訪れた証拠がないため、その構想の詳細についてはわかっていない。Walker (1982), p. 37. 一方マケケは、ヨハネスブルクで家内労働者たちの住み込みでの労働環境を改善するために、産業学校の設立を求める発言をしていた。T. April, *Theorizing Women: The Intellectual Contributions of Charlotte Maxeke to the Struggle for the Liberation in South Africa*, University of Western Cape Ph.D. Thesis (2012) p.165: C. Maxeke, "The Demoralizing Effects of Life of Johannesburg Upon Young Girls", *South African Outlook*, (August 1, 1922).

<sup>38</sup> D. Pinnock, "Breaking the Web: Economic Consequence of the Destruction

表1全体でもホワイトカラー（マネージャーや会計士、そのほか給与所得者）に対してブルーカラーに女性比率が低いなか、被服・服飾業だけは男性のブルーカラー（賃金所得者）の9,994人に対して女性が17,630人と、女性が多くを占めた。

被服・服飾業に次ぐ大きな女性労働力を抱えた食品産業も、1915年～1929年での女性職工の占有率が9.2%から11.5%、1939年に11.8%と徐々に上昇していった<sup>40</sup>。ただし食品産業は都市だけではなく、工場で用いる水源の確保や原料調達等の事情で市外に生産拠点を置いていた農産物加工工場などが多い<sup>41</sup>ため、それらも含めると数字に過小評価があると捉えてよい。たとえば、1922年にはすでに、西ケープの農場地域のジャム工場で数百名の女子と児童が夜間に働くことについての是非を問う青年諮問局の書簡がある<sup>42</sup>。さらに農場周辺での女性職工を積極的に登用していったという実績では、カリフォルニアで確立された、労働者を大量動員しての果物の選別体制を学び、アメリカでは中国人移民労働者を利用したかわりに、トランスヴァールでは意図して白人女性を携わらせたという例もある<sup>43</sup>。こうした状況にもかかわらず、公的統計での女

of Extended Families by Group Areas Relocations in Cape Town”, Carnegie Conference Paper No. 258 (1984), pp. 8-9.

<sup>39</sup> Union of South Africa, *Industrial Census of 1939*, U.G.39-39, pp. 24-27,29より著者作成。

<sup>40</sup> V.M. Martine and C.M. Rogerson, “Women and Industrial Change: The South African Experience”, *South African Geographical Journal*, Vol. 66, No.1 (1984), pp. 32-46.

<sup>41</sup> その一例である西ケープの缶詰産業では周辺農場からの女性の季節労働者がもっとも労働集約的な工程に携わってきた（宗村敦子「南アフリカの労働集約型工業化－1930年代西ケープの缶詰産業における労働共有型地域経済の形成」関西大学博士論文（2018）を参照）。

<sup>42</sup> NA Cape Town, MNW 642 MM3136/22 1922, “Jam Manufactures, Cape. Question of Using Female and Juvenile Labor on Saturday Afternoons”.

<sup>43</sup> この例では北トランスヴァールの鉱山のそばの柑橘農場で、アフリカ人男性労働力が鉱山業に奪われる過程で果物の収穫作業をアフリカ人女性に、その選別作業を「ルールとディシプリンに忠実」とみ込まれた白人女性に任せるといふ人種分業体

性の工場就労者の把握数を引き下げられるという問題がある。それを指摘するマーティン＝ロジャーソン（1984）は、当時の産業統計は都市郊外に拠点を置いていた産業であっても農場周辺で働いていれば「世帯内妻」「農場労働者」と数えたと説明する<sup>44</sup>。

とはいえ、産業センサスでは工場の外でも女性が働く様子を見ることが出来る。表1のなかで、家庭での内職という項目が被服・服飾業と食品産業の特徴として見られる。家庭での内職の具体例には、貧困状態から保護された单身女性が実際に携わっていたケースがある。たとえば、若くして子どもを出産したノラという女子が保護されたケースでは、児童保護法（1913年）により保護が母子双方に適用され、ソーシャルワーカーが訪問の様子を書き残していた。記録には警察の保護に至る期間、若いノラの母が農場の近隣の小屋にとどまり、裁縫の仕事を引き受けることで生計を立てていたとある<sup>45</sup>。

#### 4. 女子の保護に対する関心

西ケープにあるパール女子産業学校は、40人の収容数を持つ施設として1912年に着工された<sup>46</sup>。在籍者は最年長で16歳だが最年少は5歳にまで及び、1926年までに収容能力を超えて57名の女子在籍者を抱えるに至った<sup>47</sup>。教師の配置は女性一人のみで、文教教育の内容はスタンダード6（義務教育のなかった当

---

制が作られたことが説明されている。A. Van Niekerk, “Work and Control in a Citrus Packhouse: Zebediela Estate 1926-53”, University of Wits African Studies Institute Seminar Paper (1987).

<sup>44</sup> Martine and Rogerson (1984), pp. 32-46.

<sup>45</sup> NA Cape Town 1/AY 13/26 1/3/3 1924 “Infant. Marshall Nora”, このケースでは保護直前に、夫側の義母が子供のうち2人をバストランドに引き取り、残された生後17日の乳児のノラと母だけがグラーフライネットの農場の小屋に寝起きしていたところを通報された。

<sup>46</sup> NA Pretoria, URU 252 2381, “Establishment of a Government Industrial School for the Detention of European Female Children on Van Der Poel’s Plein, Paarl”.

<sup>47</sup> NICRO Archive, A2380 1/5/1(1923), p. 27.

時、アフリカ人が初等教育を受けられる限界である最高学年、13歳相当の内容)を超えることはなかった。1916年の教育省が行った年次調査によると、在籍者は全員識字能力があり、英語とオランダ語の本を読むことができたが、スタンダード1もしくは2程度の内容を理解することはできないと報告されている。それへの対応として、同校には算術指導と数記法の指導強化を提案されていることから、カリキュラムには産業実技だけではなく文教教育も含まれていた<sup>48</sup>。

保護した「非行」児童の再教育として教えられていたことは、文教教育を除けば、まず裁縫・洗濯・料理・室内装飾という分野であった。とはいえ、そうした矯正教育の末に実際の雇用に結びつく機会は極めて限られた。1931年に実施された調査では、半数が家族のもとへ帰り、10%は雇用され、残りは家業の手伝いという実績報告が残されている<sup>49</sup>。産業学校うち、例外的に女子へ木工制作を教えたケープタウン近隣のスタンダートン校では、本棚やカップボードなど、男子産業学校での大工職人の養成に準じる内容が教えられた。他方でアフリカ人女子を集めたナタール州エスホーの女子少年院は、文教教育にも「ローマ字で名前を書けるようにする」以上の熱意はなく、卒業生は家内労働者としての「徒弟」に出されていた。こうした格差を抱えつつ、パール校を含む全ての女子産業学校は1932年まで人種分離はされなかった。そのかわりに共同の寄宿生活における人種的役割分担があり、そこではアフリカ人女子は白人女子の洗濯をすることになった<sup>50</sup>。

それとは別に、産業学校は保護された女子がそこにいるべき理由を心理学的に説明しようとする試みがなされている。1917年から1918年にかけてヨハネスブルクの精神病理学者のモルが、「技能を学ぶことができるか否か」を5段階の

---

<sup>48</sup> NA Cape Town PAS 2/329 L74C “Paarl Municipality. Site For Industrial School Department of Public Education Report No. 2370 Annual Inspection 5<sup>th</sup> May, 1916”.

<sup>49</sup> L. Chisholm (1990), p. 307.

<sup>50</sup> L. Chisholm (1990), p. 309.



学習能力に分類し評価するテストを産業学校で実施した。これをまとめた論文では、女子産業学校での被験者としてパール、スタンダートン、エスホーのそれぞれについて就業能力がない児童が何%いるのかが数値化されており、結論部では将来的にはその就業能力の境界線をより継続的かつ大規模に収集していくことが主張された<sup>51</sup>。「ボーダー」とされた児童に対しては「産業囚人 (industrial prison)」「農業囚人 (agricultural prison)」という呼称が与えられたが、これらは「徒弟」へ出される予定の児童を言い換えたものと考えられる。このような就業を潜在的な労働力という観点から把握しようとした研究は、1926年には（実現はしなかったが）ケープタウン大学が青年諮問局のなかに産業心理事務所を設置するべく予算申請を行っており、政府の強い関心を引きつけた。産業学校関係者はすでに産業学校での実施例があるからこそ実現を求めると期待する声もあり、産業学校児がこの調査研究の唯一の実際の被験者となった<sup>52</sup>。

## 5. おわりに

本稿では初等教育終了前後からの労働市場への参入経路で、通常の学校史では見ることのない女子の「困難な就労・就学」状況がどのようなものであったかを概観した。「保護」とは1920年代のプア・ホワイト問題において児童が労働者になる青年期を対象として展開されていたが、その実態は必ずしも無償の保護ではない。パール女子産業学校の状況で言えば、過密状況が問題となっていた1924年に、拡張工事を試みるも「カラードのテクニカルカレッジとして工事予定地を使用しないこと」という条件のもと施設の隔離はなされず、非分離での過密状態が続いていた。その一方で、女子を対象とする技能教育は徒弟制

---

<sup>51</sup> Moll, NICRO Archive, A2380 1/5/1(1923), p. 30.

<sup>52</sup> NA Pretoria, UOD 2145 E451 (1926-28), “Industrial Psychology Bureau. Applied (Vocational) Psychology. Vocational Guidance at Industrial Schools Juvenile Affairs Board And Universities”.

度への接続を目指した男子のそれとはちがい、スタンダートン女子産業学校のような白人女子児童に特化した例外を除くと、限られた内容にとどまった。女子の徒弟契約数全体から眺めても、産業学校はそのほかの女子教育施設に比べると圧倒的に実績が少なかった。

そうした経緯から縫製業や調理等の女子産業学校での教育は、家内労働者の養成を除くと、意図して賃労働市場に大量に送り出される労働者育成のためとはいえない。むしろ女子産業学校政策は、まず家庭環境を改善させる責任を負う主婦としての再教育制度と位置付けられ、出口がない実技能教育施設として存在した。その一方で、児童保護法（1913）によって保護された若年女子の稼得手手段を見ると、「家庭での内職」という隠れた労働市場があったことも確認できる。こうした状況下で女子の稼得の場が決して工場に限らなかったのは、夫などの庇護の下に置かれず「保護」された単身のアフリカ人女性の状況でも同様であった。ただしそうしたスキルが、この産業学校政策での言葉を借りれば「崩壊家庭」の子女にどのような経路で継承されたのかは、限られた資料では定かではない。

ひるがえって労働市場への入り口としては機能していない産業学校には、進学や徒弟訓練というキャリアから逸脱した児童を集めた施設としての別の側面があった。児童には懲罰的に隔離・収容・移送するという保護の機能があったが、その再教育の過程と成果を心理学的な類型化という手段で把握しようとする眼差しが向けられていた。このような関心が徒弟にならない労働者の「活用」を目指したものだっただのか、さらに言えば、工業化期で作業タスクのディシプリンへ適応できる女性労働者を「作る」ということがどのように、またどの程度意識されてきたのか、これらは本稿が示唆に留めた論点である。そこで、非行児童の類型化という試みが、女子の徒弟契約の成立を目指さない（もしくは達成できない）産業学校で、果たしてどのような目的で行われたのかは、今後の課題に譲ることとしたい。

（むねむら あつこ 本学専任講師）